

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議

(第5回)

1 日時

令和7年11月10日（月）15時00分～17時05分

2 場所

総務省会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

飯塚構成員、落合構成員、宍戸構成員（議長）、林構成員、成原構成員、増田構成員
(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員
(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 滝田構成員

(2) 日本放送協会

松村経営企画局長

(3) 総務省

近藤大臣官房審議官（情報流通常行政局担当）、佐伯同局放送政策課長、坂入同局放送業務課長、飯村同局放送施設整備促進課長、横澤田同局放送業務課配信サービス事業室長、佐々木同局放送技術課企画官、佐々木同局放送業務課企画官、本橋同局放送施設整備促進課企画官

4 議事要旨

(1) 開会

【宍戸議長】

第5回「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催いたします。

本日の会議は、日本放送協会の出席を求めております。また、今回より、名古屋大学大学院の林教授に構成員としてご参加をいただくことといたしました。後ほど林構成員より、一言ご挨拶をいただければと思います。

【横澤田配信サービス事業室長】

配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は議事次第にありますとおり、資料5－1及び参考資料1から4となっております。

参考資料につきまして補足をさせていただきます。参考資料1及び2として今般、日本放送協会から提出のありました番組関連情報配信業務規程の変更届出及び、これに関連する書類をお付けしております。また、参考資料3としまして、検証会議における検証の基本的な考え方等を配付しております。

また、参考資料4としまして改定した開催要綱をお付けしております。本年7月において総務省情報流通行政局において行った組織再編に伴う事務局の変更や、林構成員の追加、その他、修辞上の修正を反映したものでございます。開催要綱の次のページには、本会議の開催に当たりまして構成員の皆様にお送りした依頼文書の文面を付けさせていただいております。

資料については以上となります。

なお、林構成員は本日16時頃までのご参加、成原構成員は16時半頃までのご参加と伺っております。

【林構成員】

名古屋大学の林と申します。

この会合には準備会合の時に参加させていただきました。その後、本会合に至るまで一時的に抜けていたのですが、その間、本会合になって非常に制度も整備されて分析も精緻化されているということで非常に頼もしく思って外から眺めておりました。再びこの本会合に参加させていただくことになりましたので、引き続きよろしくお願いできればと存じます。どうもありがとうございます。

（2）議題（1）「日本放送協会からプレゼンテーション」

【日本放送協会　松村経営企画局長】

資料5－1「『NHK番組関連情報配信業務規程』の変更届け出について」ご説明いたします。

放送法の改正により、放送番組と番組関連情報の配信がNHKの必須業務となりました。番

組関連情報配信業務を行うには、あらかじめ業務規程を定める必要があることから、昨年、業務規程を策定し、皆様からご意見を賜りました。この10月からNHK ONEというサービス名で新たなスタートを切ったところでございます。

それでは、3ページをご覧ください。NHK ONEというサービス名称には番組や情報を一つにまとめ、現代を生きる皆様お一人お一人にお届けし、毎日の暮らしに欠かせない存在になりたい、そのような思いを込めています。ウェブサイトとテレビ向けアプリ、スマホ、タブレット向けアプリでサービスを提供しています。

4ページをご覧ください。番組関連情報として放送番組と同一の情報内容、同一の価値をもたらす情報をインターネットの視聴習慣、特性に対応して届け方を工夫してお届けしています。報道・防災分野では、ニュースの映像やテキスト、地図なども用いています。

5ページ、教育分野です。NHK for School、高校講座といったサイトで広く学習の機会を提供しています。

6ページ、医療・健康分野です。病気や健康に問題があつて悩む方に正確な医療・健康情報を提供しています。

7ページ、福祉分野です。困難な状況に見舞われた時に必要とされる情報をいつでも参照できるよう、提供しています。

8ページです。NHK ONEを初めて利用される際にはご利用に当たってという画面を表示し、受信契約が必要になる旨をお伝えしています。また、公平負担の観点から、利用されている方にはNHK ONEアカウントを御登録いただいた上で受信契約と連携していただくようお願いをしてまいります。

9ページです。法改正前の旧NHKプラスのIDをお持ちの方は、既に受信契約の確認ができる方であり、まずは旧NHKプラスのID利用者の移行を優先的に進めています。一番上の流れとなります、移行件数は10月13日の段階で163万件となっており、赤字で記載させていただいております。その後も堅調に推移しております。

一方、旧NHKプラスのIDをお持ちでない方もNHK ONEアカウントを登録していただくようお願いをしております。こういった方は来週18日から受信契約情報との連携が可能になります。この四角囲みで囲ってあるところが、その部分でございます。サービス画面に勧奨メッセージを表示して手続を呼びかけていきます。

10ページ以降は業務規程の変更についてのご説明になります。

11ページでございます。番組関連情報に教養分野を追加するため、業務規程を変更しま

した。昨年の中央放送番組審議会でも、委員から教養に関する番組関連情報の追加について意見が出されるなど高い関心が寄せられていたことから検討していたものです。画像は、教養分野のサービスのイメージです。現在放送している番組で言いますと「歴史探偵」や「映像の世紀 バタフライエフェクト」などの歴史番組、「さわやか自然百景」、「ニッポンの里山」、「ダーウィンが来た！」などの自然番組、戦争と平和に関する「NHKスペシャル」や「ETV特集」、地域で制作するリポートの関連情報を想定しております。

12ページには規程の一部を掲載していますが、参考資料1の最後に変更後の業務規程をつけておりますので、こちらで説明させていただければと思います。

参考資料1の187ページ目、業務規程の1ページを御覧ください。こちらの右上に書いてありますが、施行予定日は来年10月1日としています。教養分野のサービス開始に向け、今後準備を進めていきます。

次に、業務規程の3ページをご覧ください。国内放送番組の関連情報の分野に④教養番組関連情報を追加しています。

8ページをご覧ください。編集方針として、まず教養番組一般の役割について記載した上で歴史番組、自然番組、戦争と平和に関する番組について、それぞれ目指すところを記載しています。教養番組というと幅広い番組が想起されますが今回の変更では3つのジャンルを限定列挙しています。続いて、内容・実施方法として動画やテキスト、静止画などを用いて分かりやすく整理して表示することなどを示しています。

なお、この機会に用語の統一など、サービス内容に影響のない変更も行っております。こちらが今回の業務規程そのものについてのご説明になります。以上になります。

では、元の資料に戻っていただき、13ページをご覧ください。昨年の検証会議で頂いた御意見も踏まえ、今年10月のサービス開始の前に規定済みの各分野についての市場調査を再度実施することとしておりまして、教養分野の追加のための調査もこれと併せて一体的に行いました。NHK内の競争評価プロセスにおいても併せてご意見を伺いました。

14ページからは、業務規程の変更について、総務大臣に届け出た資料に沿ってご説明してまいります。

17ページは、業務規程について放送法で定められた3つの要件に適用すべきことなどを確認するものです。

18ページは、3つの要件に適合させるためのNHKにおけるプロセスについてです。公正競争の確保については、18ページの右側にありますが、競争評価分科会という会議体で有識

者、関係者の皆様のご意見を伺ってきました。

19ページ、分科会の職務について記載しております。「一 放送との同一性」、「二 公正な競争」、「三 多元性の確保」、この3つの観点でご意見を聴取しています。

20ページ、分科会の皆様のメンバー構成となります。「インターネット活用業務審査・評価委員会」の委員の兼務者の皆様、そのほか市場競争の評価等に知見を有する学識経験者の皆様、さらにメディア関係者の皆様から構成されております。

21ページ、検証の観点と検証方針です。方針は昨年実施した検証と同じ考え方で、調査方法についても過去実施した準備会合での検討の蓄積と欧州の先行事例に倣って実施しています。昨年の競争評価プロセスの中で頂いたご意見を踏まえて改善も行っていますが、引き続きご意見を頂き、より良い調査にしていきたいと考えております。

22ページでございます。放送との同一性の観点について、意見と評価をお示ししています。

22、23ページは、競争評価分科会で頂いた具体的な意見です。意見の内容により、さらに3つに分けて整理しています。

24ページからは、委員の皆様からのご意見のまとめとご意見を踏まえたNHKの評価です。放送との同一性については、報道・ニュースの場合には一つの事象に対して同一の編集方針、判断のもとに、放送とインターネットそれぞれの特性に合わせて実施することで、同一の情報内容、同一の価値であることを担保する、業務規程を遵守して配信業務を実施し、サービス開始後に可能な範囲で実績として示し、情報共有の上、議論することを検討していくなど、こちらに記した考え方方に沿って実施することで放送との同一性は確保できるのではないかと評価しています。

25ページ、勧奨メッセージについてです。公平負担の観点から利用されている方に受信契約を確認するための手続を求め、確実に実施していただけるよう勧奨メッセージの表示などの施策を行う、利用状況やユーザーデータを見ながら頻度、強度を随時調整する、より強い施策も準備を進め、必要に応じて実施していくなど、こちらに記した考え方方に沿って実施することで放送との同一性は確保できるのではないかと評価しています。後ほど勧奨メッセージの今後の運用イメージなどについてもご説明したいと思います。

26ページ、教養分野の追加についてです。現時点で新たな分野の追加は想定しておらず、サブジャンルの追加を行う際も業務規程の変更の手続を行うとしており、こちらに記した考え方方に沿って実施することで放送との同一性は確保できるのではないかと評価しています。

す。

27ページ、調査分析の結果を踏まえた市場評価についてです。なお、調査結果の資料については、他の企業、サービスのKPIデータなどが含まれていることから、一部を構成員限りとしておりますのでご了承ください。新サービスの利用意向などについてアンケート調査を実施し、利用意向のある方を、受信契約があり既存のネットサービスを利用している既存意向者と、契約はあるが既存サービスは利用していない新規移行者と、未契約移行者に分けて集計をしております。

28ページ、ニュースの取得フローについての調査結果です。検索からニュースポータルという経路が最も大きな割合を占めます。

29ページです。この後のご説明は時間の関係もございますので、報道と教養分野のみに絞らせていただきますが、他の分野も同様の考え方で行っております。NHKのニュースサービスを利用することで、他のメディアからニュース取得にどのような影響があるかを尋ねました。新聞の定期購読やアプリの有料購読など、「メディアへの支払い」については増加すると考える人と減少すると考える人は同程度でした。他方で、NHK以外のメディアの利用時間が増加すると考える人は、減少すると考える人を下回っております。この点、統計的に見て増加と減少のどちらが強い影響といえるのか、さらに分析しております、後ほどご説明したいと思います。

30ページ、報道分野のアンケートのまとめです。こちらのように記載させていただいております。

31ページ、教養分野について、同様に他メディアへの影響を聞いたものです。NHKのサービスを利用することで、新聞や雑誌の購買など支払いが増加すると考える人は、減少すると考える人と同程度でした。利用時間についても、増加すると考える人は減少すると考える人と同程度か、やや多くなっています。

32ページ、教養分野のアンケートのまとめになります。

33ページから、競争評価について専門的な知見のある経済コンサルティング会社による分析ということになります。法改正の前において、番組関連情報に類似するNHKのサービスについて他社のサービスと比較し、今後の競争環境の評価につなげていくKPI分析とアンケート調査の結果についての回帰分析を行っております。

この結果について33、34ページということになりますが、これは結果のサマリーということになります。KPIの分析では報道、教育、医療・健康、福祉の各分野について、NHKのサ

ービスが競争環境に重大な影響を及ぼしているという関係性は認められませんでした。

34ページがアンケート調査の分析結果の概要でありまして、どの分野についてもNHKのサービスが情報取得の総時間の増加につながる傾向が確認でき、また、他のメディアの利用の減少が増加を上回る傾向は確認できませんでした。分野によっては他のメディアの利用が増加する傾向が確認されました。

35ページ、対象事業者の選定手法です。サービスの特徴を抽出し、類似性を数値化して対象事業者を特定しています。

36ページ、選定した対象事業者の一覧です。こちらも構成員限りとさせていただいておりますが、ご了承ください。

37ページは、KPI分析の手法を示しています。ウェブ行動のログデータを基に作成された分析プラットフォームのデータを用いて、市場シェア、競争力、併用状況の3つの視点から競争環境への影響を考察しています。

38ページ、アンケート調査の結果に基づく回帰分析についての説明です。NHKのサービスの利用意向が他のメディアの消費の増減傾向に及ぼす影響について、統計的手法による分析を行いました。

39ページでございます。報道分野で分析対象としたNHKのサービスを示しています。ご覧のとおりでございますが、KPI分析では法改正前のサービスについての分析を行っています。

40ページでございます。報道分野における類似性スコアを示したものです。対象業者20社を選定しました。こちらも構成員限りで失礼いたします。

41ページ、市場シェアの分析です。NHKのシェアは、目立って大きいというほどはありませんということであります。

42ページはアグリゲーターを除外したシェアの分析です。この場合でもNHKのシェアは限定的ということでございます。

43ページは市場シェアの推移を示しております。

さらに44ページはアグリゲーターを除外した場合の市場シェアの推移ということになります。

45ページ、競争力指標の分析です。サイトの滞在時間が長いほど競争力が高い、また直帰率が低いほど競争力が高いという2つの視点で競争力を強化しています。NHKは、おおむね平均を下回っているということでございまして、棒グラフのところでご確認いただけれ

ばと思います。

46ページ、こちらもアグリゲーターを除外した競争力指標の分析です。ご覧いただければと思いますが、NHKは平均的なレベルという形になります。

47ページ、併用状況の分析です。NHKのサービスのユーザーのうち、他のサービスを利用しているユーザーの割合と、その逆の割合を示しています。右側の2つの折れ線グラフを比べると、NHKのユーザーは他のサービスを比較的併用している一方、他のサービスのユーザーはNHKのサービスをさほど使っていないということでございます。このことは独占禁止法、実務上の解釈では、NHKサービスのユーザーにとって他のサービスは代替関係にあり、他のサービスのユーザーにとってはNHKのサービスは代替的ではないということになります。

48ページ、報道分野のまとめということで記載させていただいております。いずれの結果も、NHKのサービスのプレゼンスは限定的であることを示しているということでございます。

49ページ、アンケート調査の結果に基づく回帰分析の説明です。アンケート結果の単純集計では評価できない傾向について分析をしております。

50ページでございます。回帰分析の結果です。他メディアの利用の増減についてグレーの部分は統計的に有意ではなく、増加、減少いずれの傾向が強いとも言えないということございまして、ピンクの部分は有意に増加効果が大きいことが分かりました。昨年実施した調査でもNHKの提供するサービスが呼び水となり、市場全体の需要が増える効果、さらに他のサービスの利用が増える相乗効果が見えるという結論が出ておりましたが、今回の調査でもそのような正の効果は確認できます。教養分野を含む複数の分野において、負の効果を上回っているような状況でございます。

51ページでございます。これは市場評価について調査分析のまとめと評価ということになります。こういった形で記載をさせていただいております。

52ページをご覧ください。教養分野を含め現時点の想定サービスでは、独占禁止法的観点から見た市場影響の評価において問題があるとは言えないのではないかと評価しています。ただし、あくまでサービスが開始前の調査であること、また、データの入手に制約のある分野もあることを踏まえ、今後も継続的に確認していくとともにデータの取得、分析の方法についても検討を重ねてまいります。

53ページからは多元性についてです。まず、全国のニュース取得メディアの状況ですが、

インターネットのサイトをはじめとして高い率で複数のメディアが並んでいます。消費者は特定のメディアではなく、複数のメディアから情報を得ている状況が分かります。

54ページをご覧ください。都道府県別に見たもので地域ごとにばらつきはあるものの、どの地域でも一定数ありますと多元性が存在していると考えられる状況です。

飛ばしまして、57ページをご覧いただけますでしょうか。多元性の評価でございます。昨年度と同様に、イギリスのOfcomが行っている評価の枠組みを参考にしつつ行いました。全国的に消費者が特定のメディアだけでなく複数のメディアから情報を得ている状況であり、多元性評価においては問題があるとは言えないのではないかとしています。

58ページをご覧ください。業務規程の変更の議決に当たり、経営委員会が示した見解です。57ページで、多元性評価について先ほどご説明させていただきました。改めて申し上げますと、多元性の評価については昨年度と同様にイギリスのOfcomが行っている評価の枠組みを参考にしつつ行いました。全国的に消費者が特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況であり、多元性評価においては問題があると言えないのではないかとしています。では、58ページをご説明します。業務規程の変更の議決に当たり、経営委員会が示した見解になります。調査分析の結果と競争評価分科会で頂いた意見を踏まえた執行部としての評価について、妥当と考え、議決したとされております。ご確認いただければと思います。

59ページをご覧ください。昨年の検証会議の場では、改正法に定める誤って受信することを防止するための措置や受信料制度を毀損しないための措置について、その時点での考え方、イメージをお示しました。実際に講じている誤受信防止措置では、利用された際に受信契約が必要となることなどをお示しし、確実に受信の意思を持ってご利用いただくよう複数の操作を経て、「サービスの利用を開始する」を選択していただく構成となっています。

60ページ、公平負担のための措置についてです。8ページでもアカウントの登録や受信契約情報の登録、連携についてご説明しましたが、改めてご説明いたします。繰り返しメッセージを表示することで、こういった手続を促してまいります。表示の頻度やメッセージの内容は効果を見ながら調整することとしています。今後、受信契約との連携がシステム上可能になり、勧奨を行ってまいります。

61ページをご覧ください。メッセージを繰り返し表示しても手続が進まない場合には、メッセージのサイズを変え、画面の3分の1程度にして常時表示するような改修を準備し

ております。既にご契約いただいている方にはお手数をおかけする面もございますが、必要な方にはご契約の手続をいただけるよう、様々な方法を用意して働きかけてまいります。

62ページ、番組関連情報の費用についてです。検証会議の前に開催されておりました準備会合では、費用の規模が大きく変わるのであれば、視聴への影響の程度が変わる可能性があるといったご指摘がございました。業務規程では番組関連情報配信業務の実施に要する費用の規模について、年額90億円程度としています。今回の変更により追加した教養分野を含め、年度を通して実施した場合の費用規模を想定したもので、ここでは内訳をお示ししています。教養分野の費用の規模は相対的に大きくななく、全体では規模、内訳ともに変更前とは変わりはございません。

63ページからは、昨年に引き続きサービスのコストの試算をお示ししています。

64ページをご覧ください。先ほどの90億円程度というのは、放送番組の制作、取材の費用を含まないネットのための追加経費でしたが、ネットサービスとしてのコスト、価値創出の評価という観点から直課コストに加え、取材費用など放送等と共通で要する費用を配賦コストとして加え、サービス単位のコストを試算します。

それによりますと65ページが具体的な試算となりまして、個別サービスのコストは公表しておりませんので、構成員限りとさせていただきます。ネットサービスのための経費と関連する番組の経費を配賦したものを合算し、算出したものでございます。

ご説明は以上となります。ぜひご意見、ご指摘等々含めてお願ひできればと思います。

（3）議題（2）意見交換

【林構成員】

NHKにおかれましてはご説明ありがとうございました。もしかしたら私の理解不足の点も多々あるかと思いますが、そこは割り引いて考えていただきまして、所感をいくつか申し述べたいと思います。質問にも絡むと思います。

まず、教養番組のところですが、今回の追加自体には特に私は異論ないですが、恐らく他の皆様方も同様のご感想を持っていらっしゃるかもしれません。教養というのは非常に幅の広い概念であります。なかなか手がかりが分からぬのですが、放送法の第2条第30号に、「『教養番組』とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。」とありますが、ただ、教養そのものについての定義はないと。教養番組とは教養の向上を直接の目的とするという、ある種の同義反復をしている、

法律自体も同義反復をしている状況でありますて、教養そのものについて定義はないと。

他方で、情報番組や情報バラエティ番組や旅、紀行番組等、教養と言えなくもないような番組ジャンルも多々あるのかなと思うわけですが、そこで国民の一般的教養の向上を直接の目的とするかどうかということを放送法の見地に立ち返って厳密に見ていく必要があると思うのですが、こういった国民の一般的教養の向上を直接の目的としたものかどうかということ、そこは指針になると思うのですが、今回はその辺りは何か吟味されたのでしょうかということをお聞きしたいというのが1点目であります。

2つ目は、ご説明の中で独禁法的市場評価というのがありますて興味深く拝見したのですが、これは僭越ではあるのですが、私に言わせれば、これは独禁法的評価でも何でもなくて、その前段階のアンケート調査にすぎないのではないかと思います。そもそも分析は経済コンサルタントに外注されたということですが、そのロバストネスチェックのようなものはどうされたのでしょうか。NHKの委託をもとにNHKのために出された報告書ですので、報告書全文が公開されているのか、把握していないのですが、独禁法でも企業結合審査の中で当事会社が合併を認めてもらいたいがために自社の合併が効率性を向上するといったそういう理由を裏づける経済分析を必ず出すわけです。しかしその頑健性チェックというのは、その届出を受けた公取が独立した経済専門家によって別途評価するわけで、それで本当にその経済分析で言っていることが正しいのかどうかというのをある程度、吟味するわけです。それが一般的だと思いますが、そこで、それを踏まえて競争の阻害の程度を見るわけですが、今回そういう形になっていないのではないかというのが素朴な疑問であります。すなわち、NHKが委託した業者によるNHKの考え方に対するもので、それでは、その検証結果のレジティマシーというのは担保できないのではないかと。そもそもそのコンサルの報告書が全文公開されていないと思いますが、マスキングされて公開されているのか知りませんが、それだけで評価をうのみにするのは危険なのではないかと。

例えば、あまり抽象的なことばかり言ってもあれなのですが、おそらく代替性分析が示されているわけですが、これは媒体別の代替性分析というのがなされているのでしょうか。Dockpitの取得データの説明についてされていましたが、PCやタブレット、スマホなど見る媒体によって移り先は変わっていくと思うのですが、先ほどの資料ではPC、タブレット、スマホ等々の媒体別の代替性分析というのはなされてないような気がするのですが。

このように細かいところを詰めていけば、この分析結果というのをそのまま受け止めていいのかというのは疑義があるということですので、その辺り、補足をいただければと思

います。

【日本放送協会】

ご質問、ご意見頂きまして、ありがとうございます。

まず、教養のところのお話がございました。今回は教養分野を追加させていただいたわけですが、業務規程にはこれまで報道・防災番組、大型スポーツ番組、教育番組、医療・健康番組、福祉番組、ラジオ番組といった分野がございます。今回、教養番組を追加したことですが、これは放送法第5条の種別に厳密に対応したものではないのですが、どういうサービスを提供するか、伝わりやすいような名称にさせていただいたということでございます。

その意味では、まさに教養を加えた理由については、これまでの現在の業務規程も踏まえ、さらに具体的な実施内容や実業務で提供する情報の質を担保する管理体制の見通しが立った、この教養分野における歴史番組、自然番組、戦争と平和に関する番組の3つの領域を新たに追加させていただきました。

歴史番組、自然番組、戦争と平和に関する番組については、教養分野のうち放送番組と同一の内容をインターネットの特性に合わせ提供するという、番組関連情報として配信するにふさわしいものという形で考えたのでございます。まだお答えしきれていないようでしたら追加でご質問いただければと思います。

【宍戸議長】

まず、1点目の教養のところで林構成員から追加でご質問等ございますか。

【林構成員】

ありがとうございます。今回の追加についてご趣旨は分かりましたし、それ自体について、私は異論ないのですが、先走った考え方かもしれません、今後さらに教養番組みたいな、ジャンルを追加することもあり得るかもしれない。これは今後のことなので分かりませんが、そうしたときに、その教養という中身の定義のある種の不明確さ故に、これも教養番組、あれも教養番組、これも何でも教養となってくると、なし崩し的に教養番組の範囲、あるいは教養番組に関連する情報の範囲が拡大する懸念はないかということが私は懸念としてございます。

そこについて、教養の中身について、今回の3つというのはまさにコアだと思うのですが、今回の議論に照らして今後、教養番組の追加ということのご議論があった際には、それを旨として厳密に検討していただければ、まず、内部で検討していただきたいというのが問題意識でございました。

取りあえず、いただいたご回答については了解でございます。

【日本放送協会】

ありがとうございます。本当にこういったご質問、ご指摘をいただくのは大事なことだと思っています。今回の変更はこの3つに限定したものであり、教養分野の中でも別の番組について番組関連情報の提供を行う際には改めて業務規程を変更する手続をとっています。その都度、明示をしていくと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

【宍戸議長】

ありがとうございます。

それでは、林構成員の2点目のご質問で、NHKの内部評価時のロバストネスや、評価、分析の精緻さについてのご質問がございましたが、この点、NHK様のご回答いかがでしょうか。

【日本放送協会】

ご質問に全部お答えできるかということがあるのですが、基本的には調査方法、手法については、先ほどのご説明の中でも言及させていただきましたが、検証の観点と検証方針については、昨年実施したものと同じ考え方です。調査手法についても過去に実施した準備会合での検討の蓄積と欧州の先行事例に倣って実施したということでございまして、様々なご意見を踏まえて実施しています。

一方で、独占禁止法的市場調査ということの言い方についてのご指摘ですが、NHKとして競争評価分科会で業務について意見を頂く3つの観点があります。①番組関連情報が放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上、ふさわしいものによるものであること。これは放送との情報内容の同一、かつ同一性が確保されているかということだと思います。②公正な競争を阻害するおそれがないか、③質の高い情報が、協会だけではなく、地方に向けた他のメディアにおいても確保されているのか、このうち②の公正な競争

を阻害するおそれがないかについての観点として調査をさせていただいたものでございます。

今回のところはコンサルティング会社の分析結果の資料は、全てまず分科会でお示しして専門家のご意見も頂いたものでございます。その意味では、同じ資料は検証会議においても構成員限りということでお示しをさせていただいております。そういった中でご評価、ご意見をいただくということだと考えております。もちろん、改善する必要があるということがありましたら、ご意見を頂きながら改善を努めてまいりたいと思います。

【林構成員】

ありがとうございました。これもかなり分かったのですが。確認ですが、このコンサルタントによる報告書は、マスキングされているにしても全文公表されているのですか。

【日本放送協会】

分科会の資料で公表していないものはありますて、検討途中の段階のものや、個別の企業名があるところなどは非公表として取り扱っているものがございます。それ以外の調査結果などについては基本的に公表させていただいております。議事概要なども公表しています。検証会議には構成員限りということで個別の企業名が入ったものもお見せしています。

【林構成員】

NHKの検証委員会で先ほど名簿がありましたが、その概要は一般的に公表されていると思うのですが、具体的に細かな議論までは我々も含めて外部からフォローできない、あくまで概要なので、具体的にどういう課題があったのかについてまで検証できないというある種のもどかしさがございます。大筋では大過はないんだろうと思うのですが、細かいデータの何というか、頑健性のようなことまではチェックできないので、そこは、このコンサルタントの検証結果があるからこれで問題ないでしょうという形での、何か一方向の議論というのは、やや私は留保したいところであります。いずれにしても、よく分かりました。ありがとうございます。

【日本放送協会】

補足させていただきますが、データ等はもうお示ししているとおりでございますし、議事概要についてもまとめておりますが、まさに論点については構成員の皆さんにもこうした議論が行われたということで、細かく一言一句というわけにはまいりませんが、議事の内容については趣旨としてしっかり反映させていただいているとご理解ください。

【林構成員】

はい、分かりました。いずれにしても、このNHKの検証結果を含めて総務省として、事務局でどのようにこれを受け止めるかということは、それはそれでやられたほうがいいのではないかとは思いました。

以上でございます。

【成原構成員】

NHK松村様、ご説明ありがとうございます。私からも、ただいまの林構成員のご質問に連して2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、初めにお伺いしたいのは、今日のデジタル社会においてNHKが教養番組関連情報をインターネットで配信することに、どのような意義や価値があるのかについてお伺いしたいと思います。

業務規程に盛り込まれた編集方針でも「一般的教養の向上を図り、文化水準、社会的関心を高め、生活文化の知識を深めることに貢献し、今を生きる人々が未来に向けてどう考え方行動するべきか、思考のよりどころとなります」といった意義が述べられているかと思います。ただ、やや抽象的で一般論的なことが述べられており、もう少し噛み砕いて教えていただければ幸いです。

特に今日のインターネットなど情報空間については、例えば社会の分断であるとか、偽情報、誤情報の拡散といった課題が指摘されています。実際にこうした問題がどれほどあるのかどうかはともかくとして、こうした課題が指摘されているところ、情報空間が抱えている課題も踏まえて、NHKが教養番組関連情報を配信することの意義や価値についてご説明いただければ幸いです。

2点目ですが、このたびの業務規程の変更では教養番組関連情報を歴史、自然、戦争と平和の3つのサブジャンルに限定されています。この3つのサブジャンルに限定した理由についても教えていただきたいと思います。いくつか理由が考えられると思うのですが、

例えば、この3ジャンルは教養番組の中でも、特に国民の一般的教養の向上のために必要が高いであるとか、重要であると考えられたのか、それとも、この3つのジャンルに限定すれば民放や新聞社などとの公正な競争の確保に支障が生じないという判断に基づくものなのか、その両方なのか、また別の理由があつたりするのかといった点についても含めてご教示いただければ幸いです。

【日本放送協会】

まず、教養分野を加えた理由ですが、まず、業務規程には編集方針として「一般的教養の向上を図り文化水準、社会的関心を高め、生活文化の知識を深めることに貢献し、今を生きる人々が未来に向けてどう考え方行動するべきか、思考のよりどころとなります」と書いてございます。これを方針として記載した考え方としては、昨年実施した調査で、ライフ教養ジャンルの番組関連情報に対する高いニーズが確認され、さらには、中央放送番組審議会でも委員から教養に関する番組関連情報の追加についての意見が出されるなど、教養分野の番組関連情報に高い関心が寄せられたことが前提としてございます。

こういった中で、先ほどの基本的考え方を踏まえて、教養についての考え方を整理していったところでございます。歴史番組、自然番組、戦争と平和に関する番組という形で、教養番組関連情報として新たに追加することにしたわけですが、これについては現在の業務規程を踏まえた上で、具体的な実施内容として何をやっていくのか、あるいは必須業務として提供する情報の質をきちんと担保する管理体制の見通しが立つかどうかということを考えたものでございます。

教養といつても様々な領域がございますが、この歴史番組と自然番組と戦争と平和に関する番組という領域においては、必須業務としてしっかりと提供できるということで、この分野を業務規程に加えたということでございます。

ただ、今回の変更は3つに限定したものでございますが、教養分野の中で他にも様々な領域がございます。別の領域について仮に番組関連情報の提供を行うことになれば、改めて業務規程の変更をする手続をとるということになりますが、今考えられる必須業務として提供するにふさわしい形というのは、歴史番組と自然番組と戦争と平和に関する番組という、この3つの領域であるとご理解いただければと思います。

以上でありますが、まだお答え不十分でしたらご質問いただければお答えさせていただきます。

【成原構成員】

分かりました。ありがとうございます。取りあえず、私からはこれで大丈夫です。ありがとうございます。

【滝田構成員】

本年度の日本新聞協会メディア開発委員会の委員長を務める読売新聞東京本社の滝田です。どうぞよろしくお願ひします。

メディア開発委員会は、メディアの多元性、つまり取材に基づく情報を日常的かつ恒常に発信しているメディアが全国に複数存在していることを重要視しています。不確かな情報が広がる中で、事実に立脚した報道の重要性は増していると考えています。新聞社や通信社、民放局、そしてNHKは報道分野の重要なプレーヤーであり、それぞれの立場から切磋琢磨することで民主主義の維持発展に貢献してきたと考えています。国民や読者、視聴者の立場から見ると、全国どこにいても複数の情報源の記事に触れられることが重要だと考えています。

新聞社や通信社は、紙媒体だけでなくデジタルでのニュース提供を行っています。デジタル事業の収益拡大は現在、非常に重要な経営課題であり、様々な挑戦が続けられています。NHKのネット業務拡大に伴って、こうした取組がマイナスの影響を受け、その結果として全国、また各地域を拠点とする多くの新聞社、通信社、民放局が事業を継続できなくなってしまう、つまりメディアの多元性が損なわれるようなことがあってはならないというのが私たちの主張です。

この考えに基づいて意見を申し上げます。まずは独禁法的市場評価のアンケート調査についてです。林構成員からこの調査について、頑健性がきちんと証明をされるべきではないかというご指摘がありました。第3回競争評価分科会議事概要にもある通り、コンサルティング会社からご報告があった報道分野の独禁法的な市場環境に関する調査は、競合事業者として非常に違和感があると申し上げています。

資料29ページに報道分野への影響に関するユーザーアンケート結果が掲載されています。NHKの番組関連情報の利用意向者は、「NHKのテレビの視聴頻度・時間」は「増える」とする人が「減る」を上回っています。一方で、「民放の視聴頻度・時間」「紙の新聞を読む頻度・時間」「新聞電子版やニュースサイト・アプリの利用頻度・時間」はいずれも「減る」とす

る人が「増える」を上回っています。また、「新聞電子版やニュースサイト・アプリの有料購読」は支払いが「減少する」と答えた方が42.3%にのぼります。「増える」とした人が僅か2.4ポイント上回っていますが、「利用頻度、時間が減少する」という傾向と整合性が取れていません。

こういった回答はメディアの多元性の立場から見過ごせない結果だと思っております。資料50ページで、「増減の際は統計的に有意ではなく、いずれかの傾向が強いとは言えない」と評価されており、必ずしもきちんと決まった結果ではないと考えているのかもしれません。しかし、こうした結果をもって52ページや57ページで「現時点の想定サービスでは、独禁法的評価や多元性評価において問題があると言えない」と評価するNHK側の姿勢には大変違和感があります。アンケート調査やNHKが委託したKPI分析調査だけでは多元性への影響を評価することは難しいため、競合事業者自らがその定量的な影響を検証できるような調査設計を求めたいと考えています。

KPI分析について、調査の前提に疑問があります。39ページの分析の概要を見ると、小さな字で「アプリはデータをDockpitから取得できないため、今回の分析の対象外」と書かれています。NHKのニュース配信の主要ツールである「ニュース・防災アプリ」を除外して、報道サービス市場への影響評価しようとする点に非常に不信感を抱いています。ウェブだけの分析では不十分であり、アプリも含めるべきです。

また、調査対象にはオリンピックの結果を報じるコーナーなどは含まれていません。NHK側が「報道・防災」と「大型スポーツ分野」などのカテゴリーごとに調査、分析をする理由は理解しているのですが、新聞社や通信社はそうした分野で分けてサービスを展開しているわけではありませんので、分析に当たってはこうした点も考慮すべきだと考えています。

次に、「放送と同一」に関してです。メディア開発委員会は「放送と同一」という考え方を重要視してきました。インターネットで配信する番組関連情報が「放送と同一内容・同一価値」であるということは、NHK自身が繰り返し強調し、業務規程の基本的な考え方で明記した方針で、検証会議の検証の基本的な考え方としても示されています。

資料24ページで、「放送で『特設ニュース』や『ニュース速報』を行うような、緊急にいち早く伝える必要があると判断した事象については、インターネットでは、その速報の手段の一つとしてライブでの映像配信を行うことがある」との考え方方が示されているのですが、これは放送とは異なる内容を配信しているということにならないでしょうか。これは放送と同一という定義を逸脱している事例と考えられます。これについて、NHKのお考えを

お聞かせいただきたいと思います。

次に、NHK自身が定めた業務規程の基本原則を逸脱しているのではないかという点ですが、1週間の配信を基本としている配信期間についても同じように言えると思っています。同じく資料24ページで、「ニュースについては1週間の配信を基本としつつ、最新事象と過去事例を対照できる必要がある場合には、より長期の配信を行うが、単に関連する記事というだけではなく、過去事例の対照という観点で必要な範囲に限定して運用する」などの説明があります。しかし10月以降の実際の運用を見ると、「必要な範囲に限定して運用する」という抑制的な運用からかけ離れた事例が散見されると考えております。

ネット業務必須化以前には、限定的に定められた理解増進情報に関するルールを逸脱して、業務範囲をなし崩し的に拡大してきた経緯があります。今回も「放送と同一」、「1週間が基本」という自らが定めた基本的なルールに例外を作っていくことで同じ事態が繰り返されるのではないか、という点を危惧しています。

資料24ページには、ライブ配信について「放送・ネットを統括する報道責任者が編成的観点を加味した上で判断する」、1週間という配信期間についても「ニュースの編集責任者による専門チームが一元的に判断し、定期的に再チェックを行う」とされております。事後チェックについても記されてはいますが、日常的な運用の中で基本ルールがないがしろにされて例外部分が広がっていくのではないかと懸念しております。下段の「NHKの考え方」に沿って実施することで、放送との同一性を確保できるのではないかとの取りまとめに對して強い違和感があり、賛同もしかねます。基本原則の例外に関するNHKのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に「誤受信防止装置」についても質問が1点あります。資料59ページに誤受信防止装置についての記載がありますが、「サービスの利用を開始する」ボタンを押すとNHK ONEを利用できるようになるとともに、受信契約の義務が発生すると理解しております。ただ、一般のユーザーでこの点を理解している方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。現状、サービス利用の開始ボタンを押しさえすればNHK ONEは利用できます。受信契約の登録、連携を行わなくても利用できる、つまり受信料を支払わないで利用できるという意味で「フリーライド防止」の観点から問題があります。

一方で、利用者が理解しないまま受信料の支払い義務が発生するという意味では、「ダークパターン」とも捉えられるような状況だと思います。利用開始ボタンを押すとすぐにサービスアカウント登録につながり、氏名や連絡先などの入力を求めてることで受信契約が

発生していることを明示的に示す、このような手順が必要だと考えております。

長くなりました。新聞協会としての意見は以上でございます。

【日本放送協会】

ありがとうございます。ご質問、ご指摘いただきましてありがとうございます。

まず冒頭、調査の在り方についてのご指摘をいただきました。調査の在り方については先ほども、お話を聞いておりますが、様々な課題というのは当然あろうかと思います。こういったことについては引き続き改善をしていきたいともちろん思っております。

ただ、昨年度実施した、基本的な考え方沿って、今年度も調査を進めていきたいと思っておりまして、昨年度の検証会議でのご意見も踏まえて、10月のサービス開始前ではありますが、それぞれの分野の競争評価についてアンケート調査を行ったということでございまして、コンサルティング会社での分析も含めて調査をさせていただきました。今回の調査はあくまでもサービス開始前のものであることを留意しておりますし、今後は実際にどうだったかということを聞くなど、引き続き調査の手法、分析についても改善をしていきたいと考えております。それがまず1点でございます。

そしてもう一つ、外部のデータベースについても触れられたかと思います。これについては、競争評価に当たってはアンケート調査に加えて客観性を重視して外部のデータベースを利用した検証も行っています。今回入手可能なデータの中で相対的に検証に適したデータを利用してますが、ご指摘のとおり課題もあるんだろうと認識しております。今後の調査に向けては、ご指摘も含めて関係者のご意見を踏まえて検討を続けていきたいということでございます。

調査のところについては、そういったお答えをさせていただければと思います。また、何かありましたら、ご意見、ご質問、ご指摘いただければと思います。

いくつか同一性についてもご指摘もいただきました。NHKとしてお答えをしておきたいのは、理解増進情報は、なし崩しに拡大してきたというご指摘がございますが、基本的にはルールにのっとって、これまで実施してきたところでございます。

NHK ONEが始まって1か月のところではございますが、業務規程に基づいて実施させていただいているところでございます。掲載期間については、業務規程では、ニュースについては1週間の配信を基本としつつ、最新事象と過去事例を対照できる必要がある場合には、より長期の配信を行うとしております。単に関連する記事というだけではなくて、過

去事例の対照という観点で必要な範囲に限定して運用していくということでございまして、ニュースの配信期間についてはニュースの編集責任者による専門チームを設けておりまして、一元的に判断して定期的にも再チェックしているといった運用で1か月あまり行っているところでございます。

いくつか放送と同一を超える展開のご懸念についての話がございましたが、番組関連情報の配信については、前提として番組関連情報配信業務規程において、放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすものということを規定しています。例えば、ライブ配信といったところでは、放送で特設ニュースやニュース速報を行うような緊急にいち早く伝える必要があると判断した事象について、インターネットではその速報の手段の一つとしてライブでの映像配信を実施しているということでございます。ライブ配信の実施というのはネットの特性を生かす視点で責任者が編成観点も加味した上で、判断しているのが実情でございまして、こういったところを分科会においてもご説明させていただいっていたところでございます。その意味では、NHKとしては業務規程に記されたところで業務を行わせていただいていると考えています。

誤受信防止措置についてもご質問いただきました。誤受信防止措置については、まだ開始から1か月経過したところであります、先ほどご説明したとおり、旧NHKプラスからの移行をお願いしている段階です。これは先月の13日時点では163万件という数字でございましたが、そこから今、堅調に移行が進んでおります。そして今月中旬からは受信契約情報の登録・連携もやっていくということでございます。

フリーライド抑止ということも含めて、NHKにとっても、しっかりと受信契約に結びつけることは本当に大事なことでございまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

ただ、何分にもまだ開始して1か月と少しというところでございます。利用状況なども踏まえながら勧奨メッセージをどういった形で出していくのかなどについては、10月に始まった時にはコールセンターへの問合せというのもかなりの件数があり、同様に11月の中旬以降においては、勧奨メッセージを出していくことによってコールセンターとの対応も増加するのだろうと想定しているため、そういった状況も見ながら、しっかりと勧奨メッセージを出していきます。

さらに必要に応じて、先ほど申し上げました様々な措置をとってまいります。勧奨メッセージの頻度であったり、文言の強度といったものも確実に対応してまいりたいと思

ますし、先ほど申し上げた3分の1程度の面積にしたメッセージをバツボタンをなくすことでメッセージを閉じることができないような方法についても今、準備を進めています。こちらも必要に応じて実施していく予定ですが、改修を進めている段階で実装するのはもうしばらく先になります。利用状況等も踏まえてそういう対応策を必要に応じて検討してまいりたいと考えております。全部お答えできたかどうか。必要でしたらもう一度さらにご質問いただけたらと思います。

【滝田構成員】

承知しました。

【落合構成員】

落合です。どうもご説明ありがとうございました。私からも何点かコメントをさせていただくとともに、何点かご意見をお伺いしたいと思うところがございます。

まず第1点として、今回のご提案の大枠の内容ですが、私としては、完全に今回の検証の評価において適合しないような方向性のご提案ではなさそうに見えるところはございますが、とはいえ、これまでの議論も踏まえて十分な検証が今回の会議を経て行われていくことが必要なのではないかと思っております。

ここがまず一番大きいところではございますが、2点目といたしまして、この検証評価の位置づけそのものについてです。従来、この競争評価の会議についてはNHKのオンライン配信業務の開始に当たって、法制度上も放送法を改正する中でNHK、総務省ともに適正な競争環境を整備するためにこういった枠組みを整備してきているものではございます。しかし、あくまで、この枠組みや具体的な中身は、個別の議論に委ねていて、実際に競争評価が適正に行われるかどうかは今回ご提案があったような個別のテーマを踏まえ、また、その時の視聴環境などを適切に観測、評価して検討する必要があると思っております。最初から検討の余地もないようなご提案であれば別の話かもしれません、今回はそうではないと思います。しかし、今後の会議でも具体的にいろいろな数字もお示しいただき、かつ質疑なども尽くした上で、結果として、放送法による総務省側とNHK側とのガバナンスを適切に発揮した上でメディアの多元性と経済的な競争環境に配慮した結論が導けるものになると思っております。

そういう意味では、ここまで各構成員からご意見やご質問いただいたような点につ

いては、次回以降も含めて実際結論が出るまでしっかりと何度も議論がされることが大事だと思います。NHKにもできる限り追加でお答えいただけるところはお答えいただく、という進め方が非常に大事なのではないかと思っております。

3点目といたしましては、先ほど新聞協会からもございましたが、放送との同一性については非常に重要なところもあり、NHKからも過去の無制限な拡大が起こらないようという話がございました。今回の教養というテーマについて無制限な拡大にならないようにすることが重要です。その前提として、私も、先ほどの成原構成員とのやり取りも踏まえて、公益的、公共的な役割を担うNHKがこういった分野を情報発信する必要性自体は、十分にあるのだろうと思います。その効果としてメディアの多元性や経済的な競争に重要な悪影響が出ていないのかどうかは、しっかりと考えていいかないと伺いました。

その際には林構成員からもありました、教養という一般的な言葉の意義自体は広いということに注意が必要と考えます。NHKからもそれについて何点か、戦争など重要な3つのテーマに絞っていただいているというお話もあり、こういった議論がなされ、積み重ねられていくことによって教養の指示示す内容が、しっかりと議論した形跡として残っていくことが重要です。その中で、今後も何となく教養に入ってしまう番組が拡大してしまわないよう、今後の運用にもつながるように積み重ねていく必要があるのではないかと思いました。

ここまでが意見として申し上げたいことで、あと何点かお伺いしたいところがございます。

1点目が誤受信防止措置の点ですが、従来の議論の中で明確な意思表示も必要ではないかというところがございました。今回工夫はしていただいているものの、やや明確に見たいと言われているのかどうかまで読み取れるようになっているのかどうかは、これまでもご議論がありましたが、説明をしっかりと加えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目といたしましては、この検証会議の中で重要であろうと思っているのが、枠組みとしてはNHKからお示しいただいている内容は、前回の業務開始時もそうでしたが、一定の合理性がある内容をご提示いただいているようにも見えます。しかしながら仮説はあくまでも仮説であって、実際の視聴行動がどうなっているのかはデータでもって示されることが重要ではないかと思います。

今回は必須業務開始後、わずか1か月ということですので、どうしても情報を集められる範囲が限定されるところがあるのではないかとは思いますが、今回もできる範囲で、そ

ういった実際の計測できる数値に基づく議論を積み重ねていただくのはお願いしたいと思います。また、今回以降のさらにその先の検討に当たっては十分に時間があるのではないかとは思いますので、課されていた仮説が正しかったのかどうかは検証しながら、さらにその次の競争評価に進んでいくことが大事ではないかと思っております。

費用配賦の点については、計算式は示していただいているが、一方で視聴者の比率であったり、地上波とオンラインの視聴の状況を踏まえた時にどうなのかこれは仮説と近いようなものなのでしょうか。

最後に、このメディアの多元性の観点について、実際にはNHKで出されている受信料の推定世帯別支払率などを踏まえますと、全国平均では多分7割から8割ぐらいだったのではないかと思いますが、一方で秋田、北東北のように9割ぐらいあるような県から、沖縄だったかと思いますが40%台ぐらいのところまであるかと思います。そういった意味では地域によって実際のNHKの視聴状況というのがかなり異なるように思っておりまして、全国的に一律に議論した場合に、どちらかというと低い県から見ると、視聴率が高い県のデータによってしまって、県ごとの影響というのが必ずしも捉えられていないかとも思いましたが、この点どう思われますでしょうか。

いろいろ述べてしましましたが私の意見、質問ともに以上でございます。

【宍戸議長】

ありがとうございます。前段のご意見に関わる部分はこの会議の持ち方に関わる部分が多いかと思いますので、そこは私でも受け止めさせていただき、この会議の場で議論させていただくことにしたいと思います。

NHKに関するご質問ございましたけれども構成員限りの部分もございますので、可能な範囲でご回答いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【日本放送協会】

ご指摘、ご質問いただきましてありがとうございます。検証の在り方については、まさに先ほど宍戸議長からもご指摘ありました。十分な検証が必要であるということについては、当然のことながらNHKとしてもこういった形でデータ等も含めて、競争評価分科会での委員の皆様からのご意見もこちらでご提示させていただいたうえでご議論いただければと思っております。

多元性については、NHKにおいても多元性の確保は大事であることについて中期経営計画等でも記しております、こういったところの取組については様々なご意見を頂きながら取り組んでまいりたいと考えております。

そのご質問頂いたところについてですが、まず、現在、実施している誤受信防止措置についてはいろいろご意見もあるのかもしれません、まずは必要な要素というのは備えていると考えて実施させていただいております。しっかりとそのメッセージ等が伝わっているのかどうかということについて、懸念があるというご指摘だと思います。それは利用されている方の意見を聞くことも大事でありますし、そのメッセージがしっかりと伝わっていくことが大事でありますので、改善すべき点があれば改善をしていくと考えております。

メッセージがしっかりとご利用される方に届いているかどうか。さらには回数とか、そういうものはどうなのか。あるいはメッセージを強めていく必要があるのではないかなど、この辺りは、利用状況、そして実際に受け止められる皆さんの中も聞きながら対応してまいりたいと思います。

NHKにとっては受信契約のある方がNHK ONEというサービスを利用していただくことが大事でありますし、また今契約がない方であれば、それはしっかりと契約していただくことが大事であります。勧奨メッセージをどのように出していかか、あるいは、どういう形で対応していくのかということについては、ご意見を伺いながらでありますがしっかりと対応してまいりたいと思っております。

それから、全国的に推定世帯別支払率の高いところと低いところがあるが、多元性の観点で地域性をどのように考えるか、と言う点ですが、平均的なところを見るということもあります、その地域におけるメディアはどういった形になっているのかということも重要です。個別の地域によって様々な事情があるんだろうと思います。

NHKはそれぞれの地域に放送局ございますが、どういったメディア環境にあるのか、あるいは利用状況がどういった形であるのかをさらにデータとしても取り寄せながら精査していくことも今後必要になってくるだろうと思います。今、ストレートに一律に議論してよいのか、どういった形であればよいのかということについてお答えすることが難しい面もあるのですが、ただ、ご指摘のとおり様々な地域における事情といったものはしっかりと見ていく必要があると、ご意見を頂き改めて思った次第であります。今後、局内においてもこういった観点での議論もやってまいりたいと思います。

それからもう一つ費用のところについて、これはなかなかお答えするのが難しいところ

もあるのですが、配賦の比率については構成員限りとなっていますが、配賦の比率は送信の費用から算出したものでございます。利用者の状況を照らしてどうかということになりますが、この辺りは利用状況も踏まえて把握していくことになるのだろうと思います。今すぐストレートにお答えできないところがございますがご指摘を踏まえて確認作業等もしたいと思いますので、さらにご質問等あれば、今日いただいたいて次回にお答えするような形ということも考えたいと思います。何か漏れていましたら、もう一度、ご質問いただければと思います。

【落合構成員】

ありがとうございます。基本的にはおおむねいただいたと思います。
あと1点だけ、実態に基づく検証が必要ではないかという点について、これは具体的にどうなのかというのは分かりませんが、今後は特に必要ではないかと。仮説検証のためにという点についてはいかがお考えでしょうか。その他はございません。どうもありがとうございます。

【日本放送協会】

ありがとうございます。まさに検証の在り方というのは様々あるのだろうと思います。どういった形でやっていくかについては、こういった検証会議の場でもございますし、さらには今後の評価をどのようにしていくのかという観点でいきますと、例えばですが、NHKにおいては中央放送番組審議会であったり、国際放送番組審議会であったり、あるいは学識経験者及びメディア関係者から成る競争評価分科会といったものがございます。それぞれのところに報告して、さらにご意見を頂き、そういうものを踏まえながらNHKとしての番組関連情報の配信業務に関する実施状況の評価を行っていくことになるのだろうと思います。そして今回まさに検証会議の場でございますが、こういった形でご意見あるいはご指摘もいただきながら、これらのプロセスを通じて、さらに次年度以降の改善につなげてまいりたいと思います。

各年度の終了のタイミングなどにデータなども含めてしっかりと見ながらやっていくことが大事なのではないかと思います。昨年に続いての検証会議となります。どういったやり方がいいかということについては、まさにご意見を賜りながらだと考えております。

【増田構成員】

全国消費生活相談員協会の増田でございます。私からは消費者としての意見ということになります。

この1か月間の状況についてご説明いただき、また、先生方からの質問や、それから新聞協会様からの懸念などを伺いまして理解が進んだところでございます。NHKにおかれましては、それらの質問あるいは懸念に対して真摯にご対応いただけたと理解いたしましたので、このご提案については反対するものではございません。

感想となりますが、NHKからの情報を消費者が受け取った時に、それだけで十分に理解できない、あるいは自分の考えとしてはもっと深掘りしたいような時に他のメディアを探すということももちろんあるかと思いますし、それから個人の嗜好や目的などによってメディアを選ぶことになろうかと思いますので、アンケート調査の全般的な内容について私としてはそういう感じかなと違和感なく受け止めたところです。細かいところではまだ整合性がとれないといったようなこともご指摘ございましたが、全体としては違和感なく受け止めた。

私もアカウント登録したのですが、多分、私もごく普通の消費者でございますのでアカウント登録がちょっとしにくかったのですね。ごく普通の消費者が登録する時に説明がちょっと十分ではないところがございまして、しにくくなかったことと、それから同時に、多くの消費者からすると限定的に配信することについて、なぜなのかということの理由が分からぬところがあろうかと思います。そうしたことも含めてFAQを充実させたり、そういう分かりやすい説明をつけていくといったようなこともお考えいただければなと思ったところでございます。

【日本放送協会】

ご意見頂きましてありがとうございます。分かりづらかったというところは改善していく必要があると思っています。その意味では先ほどFAQの話もございました。あるいはホームページを分かりやすくしていくこともあります。寄せられた声も踏まえて、対応してまいりたいと思います。

さらにまだ1か月のところではございますが、実際に放送局やあるいはイベント会場等においてはサポートできるように、登録手続のサポート体制も整えております。こういったことも含めて、できるだけしっかりと利用にあたっての手間といったものを軽減できる

ように、あるいは分かりやすくできるように取り組んでまいりたいと思います。こうした声をいただきながら対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【飯塚構成員】

ご説明ありがとうございました。他の構成員の方々と少しかぶってしまうかもしれません、ご容赦ください。3つの点について発言させていただきます。

まず、1点目は教養の3分野の検討経緯なのですが、今回3分野、挙げられておりますが、教養の分野には他にも文化や芸術といった分野も含まれるのではないかと考えられるわけですが、今回の3分野を決定するに当たって、他の分野も含めた上で、決定された経緯があったかどうかについて、お尋ねいたします。もしそれがあったのであれば、どのような分野があったのか教えてください。

今後新たに追加されるであろう分野についての予見可能性を高めておくことが、関係するステークホルダー様のためにとっても必要ではないかと考えられます。現時点では新たな追加はございませんというご説明ですが、今回、昨年から1年経過して新たな分野が追加されたことを踏まえますと、また来年度も追加されるのではないかということも推測されますが、予見可能性を高めておくことが必要かもしれませんというコメントになります。

2番目は、メディアの多元性に関連したものになります。49ページだったかと思いますが、分野によってはNHKの新サービスの導入によって他のメディアの利用が増加とあります、具体的にどのような分野でしょうかという質問になります。このような相乗効果が見られるのであれば、その要因というのは何なのかというところを突き止めて、こうした相乗効果を生み出すような仕組みというのを他の分野にも広く応用展開していくことが、メディアの多元性の観点からも有益ではないかと思われるところです。

ここからはコメントなのですが、各調査を拝見しますと、信頼性や正確性という観点では新聞とNHKが圧倒的に高いポイントを獲得していると思います。若者のテレビ離れだけでなく、新聞離れというのも生じていると承知しております。こうした状況を少しでも食い止めるために、NHKと新聞が協力することが重要であるかもしれません。公正競争を阻害する懸念がある場合には、通信セクターにおいては問題解消措置というものが用いられるケースがありますが、もし競争阻害がある場合には問題解消措置をNHKが提示をして、例えばですが歴史の分野では該当する地域のローカルメディアと協力していくことなど、検討の余地があるのかもしれません。

例えば、関連情報配信の際に関連するローカルメディアのウェブサイトに遷移するような仕組みを作るなどして、こうした歴史を多面的、多層的に評価、検証していくような仕組みというのは、メディアの多元性の確保に貢献できるとともにユーザーの知る権利にも十分に応えることにつながるのではないかと考えられます。

3点目は、都道府県別のデータについてです。57ページだったかと思いますが、地域ごとに多寡が存在するとあり、また、取得メディア数が少ない都道府県在住者はNHKの新サービスの利用意向が小さい傾向にあるとありますが、そのような背景としては、取得メディアの数が少ない地域ではローカルメディアを利用する傾向が高い実態があるのでしょうかという質問になります。

また、取得メディアの数が少ない都道府県は具体的にどこになりますでしょうか。こうした地域において、今後、NHKの新しいサービスの利用が増えていくのかどうか、NHKの新サービスが支配的になっていくのか否かというところを、注意深く見ていかなくてはいけないと思われます。

また、現時点では、NHKプラス630万のうち、163万がNHK ONEに移行されたということですが、これらの方々の都道府県別の利用者数というのは把握されておりますでしょうかという質問になります。ご説明の中で取得メディア数には地域ごとに多寡があるということでしたので、地域別の利用者数を把握することは競争評価の検証を行うにあたって有益なデータになるのではないかと感じた次第です。

また、現時点で新たにNHK ONEに入られた方の数はどのくらいでしょうかという質問になります。18日から受信契約アカウントとの連携を開始すると伺いましたが、現時点でどのくらいあるかというところを教えていただければと思います。

【日本放送協会】

ご質問いただきましてありがとうございます。全部は今、お答えできないところもあるかと思いますが、まず、教養のところでございます。3分野のお話がありました。文化、芸術といったそういったジャンル、領域がほかにもあるのではないかということだと思います。

先ほどのお答えにも重なるのですが、この歴史番組、自然番組、戦争と平和に関する番組という3つの領域といったところを教養番組関連情報として新たに追加ということになったわけでございますが、その経緯は、業務規程の規定を踏まえて具体的な実施内容をど

うやって実施していくか、提供する情報の質をどうやって担保していくのか、といった観点から、この歴史、自然、戦争と平和という3つの領域ということになりました。

今回の変更はこの3つに限定したものでございまして、現時点での他の教養分野の中での別の番組について、まだそういった検討の俎上に上がっていることはありません。仮に他のものも、ということになれば、改めて業務規程を変更する手続をとります。ただ、これまでの議論の中でも、教養を追加するに当たって歴史番組、自然番組、戦争と平和に関する番組、この3つでなら実施ができるだろうということでございましたので、今回はこの3つの領域について追加の提案をしたということでございます。

今後一切、追加の議論というはないのかと問われれば、それ否定するものではないのですが、ただ教養というものを追加するに当たって、この3つを追加することが適切だということでございますので、どんどん拡大していくことの前提には立ってないということをご理解いただければと思います。

2つ目のところについては、先ほどローカルのお話のことがございましたが、取得メディアの数が少ない地域ではローカルメディアを利用する傾向が具体的に高いのか、少ないのか、そういったところを含めた話、今すぐここではお答えできませんので、今後お答えをさせていただく形でご理解いただければと思います。

それと、163万件については10月13日時点で今、堅調に推移しているということでございますが、最新の数字についてはまだ公表というタイミングになってないものですから、まだお伝えするはできないんですが、次回にはお答えできればと思っております。

それと、660万というのがNHKプラスの登録していただいた方ですが、おおよそアクティブというか、660万の中でも日常的にご利用いただいている方と、登録だけして利用はそれほどない方がいます。その中で言いますと、9月までの旧NHKプラスのユーザーの方で、おおよそ二百数十万の方が、日常的にご利用いただいていました。その意味でいくと163万という数字は、一定の移行が進んでいると評価しております。

都道府県別についての利用者というところを把握しているかについては、そういった数字を、現時点で手元にはないので、どういった形になっているかについては確認をして、また改めて次回の時にでもご説明できればと考えております。

2問目のアンケート調査の回帰分析のところについては、資料5-1、50頁にあるとおり、それぞれ民放の増減の影響、新聞の増減の影響、新聞の増減の影響、紙と電子版というような形で分けさせていただいております。この赤いところが、増加効果が減少効果よ

り優位に大きくNHKの新サービスに外部の需要が高まることを示唆というような意味で書かせていただいております。

こういった形で、それぞれ教養のところもございますし、医療・健康、福祉、さらに教育といったところについてもある種、特筆すべきところについて書かせていただいておりまして、それ以外のところについては増減の差異は統計的に有意ではなく、いずれかの傾向が強いとは言えないような分析になっているということでありまして、これも一つの回帰分析といったところから得られたものをこういった形で記載させていただいておりまして、これが全部そのとおりかというと、一つのこういう見方ということでございます。こういったことを参考にしながら、競争評価の分析をさせていただいているということでご理解いただければと思います。

追加でもちろんご指摘いただければ、また次回のところで何かしらお答えできるように準備したいと思います。

【堀木構成員】

松村局長、ご説明ありがとうございます。

昨年12月17日の検証会議の時に、例えば、ネットオリジナルのコンテンツを配信しない、誤受信防止措置は特にフリーライドの防止について実効性のある措置を講じる、といった原理原則がNHKから示され、それは極めて重要で業務規程を補完するものであるとのコンセンサスができたと思っています。

その議論の中で、当時から「来年10月に始まってみないとよく分からないところがある」と各構成員とも言っていたと思います。まだ必須業務化して1ヵ月程度ですが、業務規程に書いたことは実態としてこうなってしまうのかと私も含めて違和感を持っている方がいて、その意味では新聞協会の滝田構成員と問題意識を共有するところです。

特に番組関連情報の基本原則の中に、「放送番組と同時の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもの」と定義があります。例えば、先駆けてライブ配信しているものはどう考えればよいのかが滝田構成員の問題意識だと思います。また配信期間は、「放送番組の必要的配信の期間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期間配信することができます」としており、解釈としては、必要的配信のため1週間が基本で長期間発信することは例外だと思っていたのですが、その例外がかなり多いのではないかとのご指摘だったと思います。

このため、各構成員が指摘されているように、NHKから実績がある程度示されて検証することが必要だと思います。

【日本放送協会】

ご意見をいただきましてありがとうございます。

まさに、これは競争評価分科会等でも、先ほど滝田構成員ともお話させていただきましたが議論してきたところでございます。NHKとしては、この業務規程をお示しして、その中でインターネット必須業務化を進めておりまして、先ほども基本的に1週間の配信を基本としつつやっていくということでご説明したとおりでございます。さらにライブ配信などについてもご説明したとおりでございます。

これについてNHKとしての考え方をご説明させていただいておりますし、また、この1か月の実際の運用、さらにこの先々もございます。こういったところについて、またご意見を賜りながらやっていければと思っております。ご説明することがございましたら説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【宍戸議長】

ありがとうございます。予定の時間が近づいておりますが、私からもこれまで頂いたご意見を確認しつつ少し申し上げたいと思います。

まず本日、非常に多くの構成員の方々から様々なご指摘をいただきました。NHKで丁寧なご発表していただいた分、かなり深い議論ができた、また、様々なご質問も出たというものだろうと思っております。まず、この点にお礼を申し上げたいと思います。

この会議は、参考資料についておりますが、今回日本放送協会から教養分野の追加をしたいということがあったので、放送法第4条第1項の規定に基づいて変更の届出があり、第5項の規定に基づき、業務規程の内容が第2項第3号の規定に適合しているかについて意見を求められているというのが、まず私たちの状況でございます。

ただ、それに加えて先ほど堀木構成員からもお話がありましたが、昨年第4回に今回の番組関連情報の配信について我々がこの場で意見を申し上げたということもあり、実際に10月になって始まってみないと分からないところがあるよねということで、それについても確認をしたいと思っていたところ、NHKから詳細なご説明をいただいたと、まず、こういう状況であるだろうと思います。

そこで、話は大きく2点に分かれるわけでございますが、その第1の教養の追加については、おおむね構成員の皆様から強い御反対があったということではないと思う一方で、なぜ、この具体的に今回挙げていただいた3つであるのか、それはどういうプロセスを経てこの3つだったのか、その考え方をもう少し詳しくご説明していただきたいというご指摘、また、そもそも教養番組というジャンルの考え方をどうするのかについて、見通しを示していただきたいというご指摘があったものと思います。

もともと教養番組という概念は放送法の第5条で番組基準との関係で使われているものでありますし、それをどう考えるかということと、それから今回のNHKからご提案のあった番組関連情報配信業務規程における教養というジャンルは必ずしも一致するものでもないようなご説明があったように思います。それはそれでよろしいのですが、なぜこの3つになったのか、この3つであれば問題ないと考えられたのかは、もう少し詳しくご説明を次回までにいただけるといいのかなと思います。その上で、我々として今回の届出が競争評価という観点から見て問題がある、ないという答えをするという上で万全を期したいと思いますので、その点はお願いをしたいと思います。

【日本放送協会】

ありがとうございます。この3つの領域についてのご説明をさせていただきましたが、ご質問の中で十分答えきれなかったところで言いますと、教養分野の追加について、自然、歴史、戦争と平和の3つに至るプロセスや、他の分野との兼ね合いというのはどうなのかといったこともあります。次回、また補足してご説明させていただきます。

【宍戸議長】

ありがとうございます。ぜひその点、お願いをしたいと思います。

さらに、これまでのNHKの中でご検討いただいた様々な検証、また実際にNHK ONEの開始以降についてもいくつか構成員の方々からご指摘ありました。話が大きく3点に分かれるわけでありますし、一つはNHKで公正競争上、問題ないと考えるに至る調査の手法であったり、データの扱う範囲等についていくつかご指摘があったと思います。本日のやり取りである程度、お答えをいただいている部分がありますが、少し整理して、次回また改めて説明を紙で頂けるとよろしいのではないかと思います。

とりわけNHKで、外部のコンサルを使うこと自体は当たり前だと思うのですが、それにつ

いてどうNHKとして判断をし、また、NHKが持っている第三者的な意見を聞くプロセスの中で、それがどうチェックされて、これが正しいものと判断した、あるいは、これで問題ないと考えた、あるいは、こういうご指摘があったのでここはこう見直したとか、この点はいまだ現状、積み残しの部分であるといったことについて、本日の会議でもいくつかご指摘がありましたが、整理をしていただくのがよろしいのではないかと思います。

それは今回の届出についてということもあります、NHKは法第20条の4の第4項で少なくとも3年ごとにその評価を行い、その結果を総務大臣に報告するプロセスがあって、言わば、3年後には大規模な評価検証をNHK御自身が行われることに、確実になりますので、そこに至るまでにこういった議論のプロセスや、その際どういうことが出て、そしてそれをどう改善していったかということを積み上げていっていただくことが、非常に必要、重要なことだろうと思いますので、申し上げておきたいと思います。

それから第2に、放送の同一性を含めて、新聞協会、また民放連からもいくつか開始前にはこういうイメージだったといったこととのずれがあるのではないかといったご指摘をいただきました。この辺はよくよく関係の方々の中で話していただき、具体的にどんな事例、例えば1週間を超えて掲載されているものには例えばどれぐらいの割合があって、そして、それがなぜそうなっているのかある程度、詰めて議論していただくのが有用だろうと思います。同時に、この1週間を超えて掲載する、あるいは過去の事例との比較でこれは掲載するに値すると考えられたということは、もちろん最終的には編集判断であり、NHKの言論報道機関としての自律の部分があろうと思いますが、それについてもう少し解像度の高い具体的な考え方であったり、その事例に即したイメージが、すぐこの場でとか、ひと月、ふた月でではないにしても、少し検証可能な形で考え方方が具体的に明示されて、それとの関係で良い、悪いということが、NHK内部でも、あるいはNHKと他のメディアの間でも議論ができることが、私は有用ではないかと思っております。

最後3点目でございますが、誤受信防止措置の在り方についてもいくつかご指摘があり、また、増田構成員を含め消費者的な観点からもご指摘あったところでございますので、この点は、ぜひNHKでご参考にされていただければいいかなと思っております。

以上、本日、構成員の方々から出たご指摘も踏まえて、後段の部分についても私の方で意見を申し上げました。何かNHKからあればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【日本放送協会】

ありがとうございます。先ほどの教養のところについてはお答えしたとおりであります
が、おまとめいただいた3点のところで言いますと、一つは調査のところについて今回冒
頭、お時間をいただきご説明させていただきましたが、今日頂いたご意見も含めて、よ
り分かりやすく、NHKにおいて、こういったプロセスのところについてももう一度ポイント
をご説明する機会があれば、さらにご理解を深めていただけるということにつながるだろ
うと思います。どういった形でご説明できるかについては、その整理の仕方も含めて検討
させていただければと思います。

【宍戸議長】

ありがとうございます。特に今の点について申しますと、番組関連情報競争評価分科会
が果たされている役割は、非常に大きいし、また、その期待も大きいところがあるだろう
と私は思いますので、ぜひその点も含めて、ご説明がどの程度できるかについてご検討い
ただければと思います。

【日本放送協会】

放送との同一性の関係については、これまでご説明していたところでございます。そ
ういう意味では、NHKとしては、業務規程のところに基づいてその業務を実施していると
ころでございますが、ご意見にはお答えしていきたいと思います。先ほど編集判断のことにも
触れていただきましたが、個別のケースになると編集判断、編集方針といったところと
の兼ね合いが出てきます。どういった形でご説明できるかということについては、本日も
ご意見頂いておりますので、また次回で様々、ご意見を頂きながら対応できればとは考
えております。

3つ目の誤受信防止措置のところに関連しては、先ほど来、どういった取組をしている
かということについてはご説明しましたので、そういう意味では利用状況等、次回でどこ
まで分かるかというのは、ひと月ちょっとのところでは難しいかと思うのですが、ただ一
方で11月18日以降、登録連携が可能になってまいりますということでございまして、これ
を超えたところで次回の日程だと思いますので、どういった形で登録連携が進んでいるか
という状況を分かる範囲でご説明したいと思います。そういったことも含めながら、より
誤受信防止措置、あるいはフリーライドの抑止といったところ、受信契約にどうつなげて
いくのかということについてお話できればと思います。

【宍戸議長】

ぜひよろしくお願ひいたします。すいません、最後、私が若干時間引っ張ってしまったため時間延長してしまいましたが、意見交換はここまでとさせていただきます。

本日、時間の関係で発言できなかったご意見、あるいは、この会合の終了後に思いつかれましたご質問、ご意見などがありましたら、11月14日金曜日までに事務局に御連絡をいただきたいと思います。その中で事務局からNHKに対するご質問の部分は取りまとめてお送りし、それでご回答いただくということにしたいと思います。

チャット欄に先立って退出をされました林構成員から、媒体別の代替性分析は例えはされているのかとかご質問等もありましたので、そこら辺の言わば宿題返しも、ぜひお願いをしたいと思います。

（4）閉会

事務局より伝達事項の連絡。

（以上）